

都区の事務配分に関する検討状況（第28回幹事会分）

事務名		幹事会	評価			頁
			都	区	結果	
【総務分野など】A						
A - 1	都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など)	28回	都	都	都	13
A - 5	東京オリンピックの招致に関する事務	28回	対象外			12
A - 6	東京マラソン事業の補助に関する事務	28回	対象外			12
A - 7	情報基盤の整備に関する事務	28回	対象外			12
A - 10	統計に関する事務	28回	対象外			12
A - 12	病院事業に関する事務	28回				
	1 (1) 都立病院事業に関する事務		都	都	都	13
	2 (1) 公社立病院事業に関する事務		都	都	都	13
A - 13	交通事業に関する事務	28回				
	1 (1) 自動車運送事業に関する事務		都	都	都	13
	2 (1) 軌道事業に関する事務		都	都	都	14
	3 (1) 新交通事業に関する事務		都	都	都	14
	4 (1) 懸垂電車事業に関する事務		都	都	都	14
	5 (1) 高速電車事業に関する事務		都	都	都	14
A - 14	工業用水道事業に関する事務	28回	都	都区	是非	14
A - 15	と場の管理運営に関する事務	28回	都	都	都	15
【生活・文化分野】B						
B - 1	専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談)	28回	都	都	都	15
【国土・都市基盤整備分野】C						
C - 1	建設副産物の再利用の促進に関する事務	28回	都	都	都	15
C - 6	バス事業の助成に関する事務(バス走行環境改善システムの整備など)	28回	都	都	都	15
C - 8	京急蒲田駅・日暮里駅鉄道駅総合改善事業費の補助に関する事務	28回	都	都	都	16
C - 9	羽田空港再拡張に関する事務	28回	対象外			12
C - 10	地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務	28回	対象外			12

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		幹事会	評価			頁	
			都	区	結果		
C - 12	都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)						
	2	(1) 地域危険度測定調査に関する事務	28回	都	都	都	16
	3	(1) 防災都市づくり推進計画の策定などに関する事務	28回	都	都区	是非	16
C - 14	街路の整備に関する事務		28回	都	都区	是非	16
【環境・廃棄物分野】D							
D - 1	環境に係る調査研究に関する事務		28回	都	都	都	17
D - 5	水環境の保全に関する事務		28回	都	区	是非	17
【福祉・保健分野】E							
E - 2	民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務		28回	対象外 (E-1で検討)			12
E - 3	東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務		28回	都	都	都	17
E - 4	医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務		28回	都	都	都	17
E - 6	救急医療の充実に関する事務		28回	都	都区	是非	18
E - 7	歯科保健対策の推進に関する事務(心身障害者口腔保健センターの運営など)		28回	都	都	都	18
E - 10	老人保健に関する事務		28回	都	都	都	18
E - 14	低所得者等への援護に関する事務						
	1	(1) 低所得者等への援護に関する事務(低所得者対策)	28回	都	都	都	18
	3	(1) 低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策)	28回	都	都	都	19
E - 16	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務		28回	都	都	都	19
E - 17	地域福祉推進事業補助に関する事務		28回	都	区	是非	19
E - 18	難病対策に関する事務		28回	都	都	都	19
E - 21	高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務		28回	都	都	都	19
E - 22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務						
	1	(1) 都立高齢者施設の運営に関する事務	28回	都	都	都	20
E - 23	東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務		28回	都	都	都	20
E - 24	認知高齢者の支援などに関する事務		28回	都	都区	是非	20
E - 25	(財)東京都福祉保健財団の助成に関する事務		28回	都	都	都	20
E - 26	児童健全育成に関する事務		28回	都	都	都	21

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		幹事会	評価			頁
			都	区	結果	
E - 29	ひとり親家庭福祉に関する事務	28回	都	都	都	21
E - 30	障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務	28回	都	都	都	21
E - 31	地域での居住の安定の確保に関する事務	28回	都	都	都	21
E - 32	障害者の地域生活支援サービスの充実にに関する事務	28回				
	1 (1) 障害者の相談支援体制の整備に関する事務		都	都	都	22
	2 (1) 障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備に関する事務		都	都	都	22
E - 35	障害者の文化活動の促進に関する事務	28回	都	都	都	22
E - 36	障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事務	28回	都	都	都	22
E - 37	障害者の就労の促進に関する事務	28回	都	都	都	23
E - 40	精神障害者の地域生活支援に関する事務	28回	対象外 (④-15で検討)			12
【産業・労働分野】F						
F - 1	中小企業対策に関する事務	28回				
	1 (1) 創業・起業支援、経営支援など		都	都区	是非	1
	2 (1) 金融支援		都	都	都	2
	3 (1) その他の中小企業支援		都	都	都	23
	4 (1) 商店街振興に関する事務		都	都区	是非	3
	5 (1) 創業支援センターの運営		都	都	都	23
	6 (1) 地域中小企業振興センター		都	都	都	23
	7 (1) 国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営		都	都	都	24
	8 (1) 試験研究機関		都	都	都	24
F - 2	観光振興に関する事務(東京の魅力を世界に発信、観光案内所の運営、ウェルカムボードの設置など)	28回				
	1 (1) 観光プロモーション		都	都	都	24
	2 (1) 観光まちづくり		都	都	都	24
	3 (1) 国際ユースホステル		都	都	都	24
	4 (1) 都市観光支援事業		都	都	都	25
F - 3	農業の振興に関する事務	28回	都	区	是非	4
F - 4	(財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務	28回	都	都	都	25

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		幹事会	評価			頁
			都	区	結果	
F - 5	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)	28回	都	都区	是非	5
F - 6	技能振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など)	28回	都	都	都	25
F - 7	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)	28回	都	都	都	6
F - 8	勤労者福祉対策に関する事務	28回				
	1 (1) 勤労者福祉支援事業など		都	都	都	25
	2 (1) 中小企業従業員融資、家内労働対策		都	都	都	7
【教育分野】G						
G - 1	中高一貫教育校に関する事務	28回	都	都	都	8
G - 2	社会教育に関する事務	28回				
	1 (1) 埋蔵文化財調査センター		都	都	都	26
	2 (1) 社会教育施設管理		都	都	都	26
	3 (1) 社会教育推進事業		都	都	都	26
	4 (1) 文化財保護事業		都	都	都	26
G - 3	学校保健給食に関する事務	28回	都	都	都	26
G - 4	高等学校の整備・運営などに関する事務	28回	都	都	都	9
G - 5	学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)	28回				
	1 (1) 学校教育に関する事務		都	都区	是非	10
	2 (1) 人材育成に関する事務		都	都区	是非	11
G - 6	高等専門学校の運営などに関する事務	28回	対象外 (A-8で検討)			12

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

1 中小企業対策に関する事務										
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門規模	一体	法令	特	考え方	総合評価
2 金融支援										
(1) 金融支援	中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行う。	区	○						<p>○中小企業の資金調達を支援する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で実施すべき事業である。現在都が行っている事務は、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○						<p>○資金調達は企業活動の根幹であり、運転資金、設備資金、製品開発、規模拡大など、様々な資金需要に応じた円滑な資金調達が必要であることから、東京の産業界全体の底上げを図るためには、産業の基盤を支える中小企業に対し、総合的・継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>○このため、都は、都内中小企業の金融の多様化及び円滑化を図るため、中小企業が都内のどこに事業所を有していても、同一の条件で比較的大口資金の融資を受けられることのできる制度融資を実施している。</p> <p>○一方、区は、区内の中小企業者に対して、地域の産業の実情に応じた独自の制度融資を実施しているが、これは比較的小口の資金に対応するものであり、区ごとに融資制度、限度額、利率等の条件は異なる。各区の区域を超えて事業を実施する都内中小企業の中には区制度の利用条件に該当しない企業もあり、こうした条件の下、中小企業者は都及び区が実施する様々な融資メニューの中から、資金調達に適したものを選択して利用している。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

1 中小企業対策に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
4 商店街振興に関する事務											
(1) 商店街振興に関する事務	区町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。	区	○							<p>○ 商店街の活性化を図るため、商業の担い手の育成や商店街の取組みに対する支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区が実施する商店街補助事業に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
(1) 商店街振興に関する事務	区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。	都	○	○						<p>○ 商店街は、地域商業の核として都民・区民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、地域住民の生活やコミュニティの核としても重要な役割を果たしている。しかし、現状は、消費者ニーズの多様化や大型店舗の進出、低価格競争や店主の高齢化、後継者難などにより、厳しい経営環境にある。</p> <p>○ このため、商店街振興のための様々な取組が都内全域において活発に展開されるよう、都は各区が行う「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、プランに基づき各区が取り組む商店街振興事業への補助や、次代の商店街を担う「人づくり」への多面的な支援を行うことにより、東京全体の地域商業の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>○ また、特定施策推進型商店街事業は、防災、治安、環境、物流、福祉など、都の緊急かつ重要な特定の実策に協力して商店街等が行う事業を、関係局等と連携して特別に支援することにより、都の行政施策の推進と都内商店街の振興とを同時に図るものであり、各区による個別の実施では事業目的が達成できない。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

3 農業の振興に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 農業の振興に関する事務	(1) 農業の振興に関する事務 高い意欲と戦略的な経営マインドを有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市の有利性を活かした農業経営力を強化する。	区								○意欲の高い農業者に施設整備費の支援を行う事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	区
		都	都	都	都	都	都	都	都	○東京の都市農業は、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かす、市民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を届けており、さらに、生産の基盤である農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所を提供するなど多面的機能を有している。このような東京の都市農業をさらに発展させるためには、その担い手である農業者の経営力・収益力の強化が不可欠である。 ○このため、東京全体の農業の発展や農地の保全に寄与する取組が広く展開されるよう、都は、農業協同組合、農業法人等が行う農業経営を向上させるための施設整備への補助や、経営コンサルタント等の派遣による専門性の高い経営指導など、広域的な立場からの支援を行っている必要がある。 ○一方、区は、地域の実情や住民のニーズを的確にとらえ、区内の農業者に対する独自の補助事業などにより、地域に根ざした農業の振興を図っていくことが望ましい。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

5 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特	考 え 方	総合 評価
<p>(1) 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)</p> <p>若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともに、若者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。</p>	区	○							<p>○若年者並びに高齢者の就業支援を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、区が行う高齢者の就業支援対策やシルバー人材センターへの支援に対する補助については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>(1) 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)</p> <p>若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともに、若者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。</p>	都	○	○						<p>○東京の失業率は高い水準で推移しており、不安定な就業状態にある若年者が増加している。一方、団塊の世代が定年退職期を迎える中で、経済的な理由や生きがい、社会参加を理由に就業を希望する高齢者が多くみられる。就業対策は国や都区がそれぞれの立場から連携して取り組むべき課題であり、多様なニーズに的確に対応していくことが求められる。</p> <p>○例えば、若者ジョブサポーター事業は、インターンシップや職場体験の受入など、若者の職業的自立を支援する企業等を広く募集し、その情報を集約して提供することが効果的であり、都が広域的に実施する必要がある。</p> <p>○また、身近な地域での就業を希望する傾向にある高齢者の就業支援については、効果的な対策が都内全域において確実に実施されるよう、都は、シルバー人材センター等に係る区への補助を通じて、地域の実情に応じた区の取組を後押ししていく必要がある。</p> <p>○東京都シルバー人材センター連合は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都内全域において業務を行う都道府県単位の団体であり、その事業費の補助は都が行う必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

7 労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)											
概要及び備考	評価		広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
	区	都									
<p>(1) 労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)</p>	○	○	○	○						<p>○ 広域的に労働知識等の普及・啓発を図る事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>労働セミナーの実施などにより、労働知識の普及・啓発を行う。</p>	○	○	○	○						<p>○ 労使団体等に対し労働法や労働問題に関する正しい知識を付与してトラブルの未然防止を図ることは、中小企業や労使団体が集中し雇用者の数も全国一である都において、きわめて重要である。このため、都は広域的な立場から都内全域を通じて一定レベルの労働関係知識の普及を確保するための取組を行う必要がある。</p> <p>○ 一方、区は、都との共催による労働セミナーの開催など、都の施策と相まって地域の実情に応じた取組を行うなど、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

F

任意共管事務

8 勤労者福祉対策に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<p>2 中小企業従業員融資、家内労働対策</p> <p>中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業金庫等に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するほか、家内労働法の普及啓発、家内労働の衛生環境改善に対する助成等を行う。</p> <p>(1) 中小企業従業員融資、家内労働対策</p>	区	○							<p>○ 広域的な労働行政として、中小企業の従業員に対する融資や家内労働者の労働環境確保のための支援等を行う事務であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
	都	○ ○							<p>○ わが国の経済が停滞する中、勤労者を取り巻く環境は厳しさを増しており、都内企業の99%を占める中小企業の従業員等の生活の安定を確保することは全般的な課題である。このため都は、中小企業等で働く都民の誰もが利用しやすい融資制度の運用などを通じて、その生活の安定を図っていく必要がある。</p> <p>○ 現在の融資制度を区に移管した場合、金融機関や保証機関が実績報告、保証料の請求等を各区に対して行う必要が生じ、事務量が増大するたため非効率となるだけでなく、融資原資の規模が縮小し、多くの利用者に対して低利での融資を行うことが困難となる。</p> <p>○ 一方、区は、地域の実情に応じて融資制度を実施するほか、負担軽減策の充実などにより都の融資制度を補完する制度を整備し、利用者にとってより有利な制度としていくことが望ましい。</p> <p>○ 都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

G

任意共管事務

1 中高一貫教育校に関する事務										
概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合 評価
<p>1 中高一貫教育校に関する事務</p> <p>(1) 中高一貫教育校に関する事務</p> <p>中高一貫教育校（都立高等学校・附属中学校、中等教育学校）の設置、運営及び廃止に関する事務を行う。</p>	区	○							<p>○ 都立の中高一貫校の設置・管理に関する事務である。現在の都立校は、各区の区域を越える広域的な通学を前提としており、広域的な対応を要するものとして考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
<p>(1) 中高一貫教育校に関する事務</p> <p>中高一貫教育校（都立高等学校・附属中学校、中等教育学校）の設置、運営及び廃止に関する事務を行う。</p>	都	○	○	○	○				<p>○ 中高一貫教育校は、学校教育法の改正を受け、中等教育の一層の多様化を推進するため、都がその施策判断により、平成17年から都立高校を母体に順次設置しているもので、現在までに、区部、多摩合わせて10校が開校となっている。</p> <p>○ 中等教育の複雑化を図り、多様な教育を選択できる環境を都内全域に広げていくため、引き続き都が中高一貫教育校の設置運営を行っていく必要がある。</p> <p>○ 教員については、都が広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保が可能とし、すべての中高一貫教育校の教育水準の維持・向上を図ることができると見られる。</p> <p>○ 上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート

G

任意共管事務

概要及び備考		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高等学校の整備・運営などに関する事務 (1) 高等学校の整備・運営などに関する事務 高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務を行う。		区	○							○ 都立の高等学校の設置・管理を行う事務である。現在の都立校は、特色ある学校づくりの推進や新しいタイプの高校の設置など、高次の種別を多様化した上で、それぞれ学校の規模を確保しつつ、都全域の学区や地域のバランスを考慮して再編してきたものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○ 都内における公立中学校卒業者の高等学校進学率（全日制・定時制・通信制）は96%を超え、うち62%程度が都立高等学校への進学となっている。ほとんどの生徒が高等学校教育を受けることを志向する時代にあつて、都立高等学校はその受け皿として大きな役割を果たしている。 ○ 都は、高等学校教育への需要が高まる中、家庭環境の如何を問わず誰もが高等学校教育を受けられる環境を都内全域で確保するため、都立の高等学を整備・運営してきており、現に都民の都立高等学校への期待も大きいことから、都の責務として、引き続き高等学校運営に携わっていく必要がある。 ○ また、東京の高等学校教育においては、公私協調の精神に基づき、東京全体の公私バランスを考慮して、公立中学校の卒業予定者数をベースに公立、私立それぞれの就学計画を策定し、卒業者の受入れ分担を行っている。都立高等学校の募集人員は、こうした私学との東京全体を見据えた調整を踏まえて決定しており、区ごとにごうした調整を行うことは困難であることから、引き続き、都がこれら調整を含めた高等学校運営を行っていくことが望ましい。 ○ 教員については、都がそのスケールメリットも活かして、広域かつ一体的に採用、転任、研修等の事務を行うことにより、一定の人材確保を可能とし、すべての都立高等学校の教育水準の維持・向上を図ることができ。	都

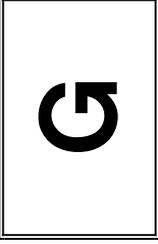
検討対象事務評価シート

G

任意共管事務

5 学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 学校教育に関する事務											
(1) 学校教育に関する事務 様々な事業を行う。		区	○							<p>○ 学校教育指導の充実を図る事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、都が行っている事務のうち、区立小中学校へのスクールカウンセラーの配置については、教職員の人事権の移譲に合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○ ○	○						<p>○ 都内のすべての公立学校の教育の充実、教育水準の維持向上を図るため、都は、広域的な立場から、学校教育の充実に資する各種取組や区市町村支援を行っている。</p> <p>○ 例えば、児童・生徒の学力向上の取組については、都内のすべての公立小中学生の「確かな学力」を育てるため、全都的な独自の学力調査や都内一律の学習指導基準(東京ミニマム)の作成を行い、区市町村の学校現場における学習指導に役立てようとするものであり、引き続き都が広域的立場で担っていく必要がある。</p> <p>○ また、都の教育相談センターは、区市町村の教育相談機関のセンター的な位置付けであり、区市町村教育相談機関への支援や、学校のみでは解決困難な問題にかかる区市町村教育委員会からの相談に対して助言や解決策の提案を行うなど、都が広域的立場で運営していく必要がある。一方、各区に設置されている教育相談室(所)では、区民に対して、学校・家庭教育に関する教育相談を実施している。</p> <p>○ スクールカウンセラー事業は、不登校やいじめなどにより心理的なケアが必要な児童・生徒や保護者への相談対応を行うスクールカウンセラーを公立学校に配置するものであり、国庫補助事業として要綱に基づき都が実施している。都内のすべての公立学校において、子供の心身の健全な成長を促す一定水準の環境を確保していくために、引き続き都が実施していく必要がある。</p> <p>○ 都区においては、既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価シート



任意共管事務

5 学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)												
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特 段	考 え 方	総合 評価	
2 人材育成に関する事務												
(1) 人材育成に関する事務	将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業を行う。	区	○								<p>○日本の将来を担う人材の育成や高い志を持った教員の養成を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、小学校教員の養成については、教職員の人事権の移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○社会状況等の変化を背景に、学校教育における課題は一層複雑化しており、学校現場においては、今までの経験や方法では対応しきれない状況が発生している。一方、大量退職と大量採用の時代にあつて、教員も若手のうちから組織の重要な役割を担わなければならない状況となつてきており、学校教育の円滑な運営、充実のためには、早期の段階から教員人材を育成確保していくことが肝要である。</p> <p>○特に義務教育の入口である小学校においては、ここでの教育如何が、その後の児童の成長に大きく影響を与えることから、教員人材の育成は重要な課題となつており、この課題に対処し、もって都内全域における小学校教育の充実につなげていくためには、都が、都内外の教育資源を最大限に活用して、効果的な取組を行っていく必要がある。</p> <p>○東京教師養成塾は、以上のような趣旨で都が開設し、都内や近県の小学校教員養成課程を有する大学から広く学生を集め、一定規模で一体的な育成を行っているもので、都内全域において小学校初任者教員のレベルの向上を図るため、引き続き都が運営していく必要がある。</p> <p>○また、東京未来塾は、都内全域の高等学校、中等教育学校(後期課程)等の生徒を対象として、日本の将来を担いうる改革型リーダーとしての資質を持つ人材を育成するものであり、都が、広く人材(塾生)を集め、首都大学東京の強力なバックアップを得、その高度な教育資源・ノウハウを活用して、一体的に運営していくことがより効果的である。</p> <p>○上記の理由から、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

1. 検討対象外の事務

検討対象事務名 (※は項目名変更)		事業内容	備考(理由等)
1	A - 5 東京オリンピックの招致に関する事務	国際オリンピック委員会に対する招致活動、招致に向けた機運の醸成等を行う。	2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致事業が終了した。
2	A - 6 東京マラソン事業の補助に関する事務	東京マラソン組織委員会に対する補助等を行う。	東京マラソンの運営が一般財団法人東京マラソン財団に移管され、東京マラソン組織委員会に対する補助事業が終了した。
3	A - 7 情報基盤の整備に関する事務	区市町村等と連携した電子自治体の構築、地域の情報化の推進等を行う。	自治体間の連絡調整、都全体の組織運営等に関する事務である。
4	A - 10 統計に関する事務	統計調査、統計の分析加工、統計情報の提供等を行う。	都全体の組織運営等に関する事務である。
5	C - 9 羽田空港再拡張に関する事務	羽田空港再拡張事業費の無利子貸付、羽田空港の国際化の推進等を行う。	平成22年度で終了となる事務(無利子貸付)、国や他の自治体との連絡調整に関する事務である。
6	C - 10 地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務	国の地下駅火災対策基準を満たしていない地下駅における火災対策施設の整備に対し、補助を行う。	平成20年度で事業が終了しているため。
7	E - 2 民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務	民間社会福祉施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助等を行う。	E-1「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」に整理・統合(第26回幹事会で検討済み)
8	E - 40 精神障害者の地域生活支援に関する事務(※)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に基づき、精神障害者社会適応訓練事業を行う。	④-15「精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」と検討内容が重複している。
9	G - 6 高等専門学校の運営などに関する事務(※)	都立産業技術高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京の支援を行う。	A-8「公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務」と検討内容が重複している。

2. 実質的な検討を省略する事務

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性			
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特		
【総務分野など】A 5項目10事務													
1	A - 1 都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など)	姉妹友好都市をはじめとした海外諸都市との交流、「アジア大都市ネットワーク21」によるアジアの首都及び大都市との連携等を行う。	●							区 ●	都 ●	海外諸都市との交流は、それぞれの自治体の政策判断により行う事務である。 交流開始や設立の経緯等から、役割分担の見直しに馴染まない。	都
	A - 12 病院事業に関する事務												都
2	- 1 都立病院事業に関する事務	都立病院の運営を行う。	●							区 ●	都 ●	都立病院は、都全域あるいは複数の二次医療圏を対象として、専門性の高い医療サービスを提供しており、広域的な対応を要する。	都
	- 2 公立立病院事業に関する事務	地域病院の運営を行う財団法人東京都保健医療公社に対する指導監督、運営費の補助等を行う。	●							区 ●	都 ●	公立立病院は、都と東京都医師会・東京都歯科医師会の共同出資により、二次医療を提供する病院として運営されており、運営費の補助及び指導監督等については、都が広域的な立場で行う必要がある。	都
	A - 13 交通事業に関する事務		●							都 ●		都の監理団体に対する支援である。	都
3	- 1 自動車運送事業に関する事務	バスによる旅客運送を行う。 (都営バス)	●							区 ●	都 ●	都営バスは、路線が複数の区に跨るほか、沿線利用者の規模やニーズを視野に入れながら、全体としての一つの輸送体系を構築しており、広域的な対応を要する。 区部全域にわたる路線の一体的な運営による効率性等の観点から、都が担うべきである。	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性	
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特
- 2	軌道事業に関する事務 (都電荒川線)	区	●						区	都	都
		都	●	●					都	都	
- 3	新交通システムに関する事務 (日暮里・舎人ライナー)	区	●					区	都	都	都
		都	●	●				都	都		
- 4	懸垂電車事業に関する事務 (都立恩賜上野動物園内)	区	●					区	都	都	都
		都			●			都	都		
- 5	高速電車事業に関する事務 (都営地下鉄)	区	●					区	都	都	都
		都	●	●	●	●		都	都		
4 A - 14	工業用水道事業に関する事務 (工業用水等の供給を行う。)	区	●					区	都	都	是非
		都	●	●	●	●		都	都		

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性	
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特
5 A - 15	と場の管理運営に関する事務 (都立芝浦屠場)	区 ●	●	●	●	●			区評価 区部にある「と場」は東京都立芝浦屠場の1箇所のみであり、処理した食肉が広域にわたり流通することや、安全面で問題が発生した場合の対応等の観点から、広域的な対応を要する。	都	都
		都 ●	●	●	●	●			都評価 区部に1箇所しかなく、広域に供給される食肉の処理を行う施設である。	都	都
【生活・文化分野】B 1 項目1 事務											
1 B - 1	専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談)	区 ●	●						都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で実施すべき事務であり、都が現在実施する相談は、広域的な対応を要する。	都	都
		都 ●	●	●			●		都政に関する相談等であり、専門相談員(外国語等)の配置に係る効率性の観点からも、都が担うべきである。	都	都
【国土・都市基盤整備分野】C 5 項目6 事務											
1 C - 1	建設副産物の再利用の促進に関する事務	区 ●	●						建設工事から発生する大量の建設副産物の受入先の確保などの事務であり、周辺の県等との連絡・調整等、広域的な対応を要する。	都	都
		都 ●	●	●					都内全域にわたる調査・計画策定、区市町村との連絡調整等である。	都	都
2 C - 6	バス事業の助成に関する事務(バス走行環境改善システムの整備など)	区 ●	●						バスの走行環境を改善するため、バス事業者への助成を行う事業であり、路線が複数の区市に跨り、広域的な輸送体系を有するバス事業の性格から、広域的な対応を要する。	都	都
		都 ●	●			●			都道府県単位の団体が広域的に活動する事業者に対する助成であり、広域的な対応が必要である。	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性				
		評価	広域	効果率	専門	規模	一体	法令			特	段		
3	C - 8	京急蒲田駅・日暮里駅 駅・鉄道駅総合改善事業費の補助に関する事務	区	●							都	都	都	都
	C - 12	都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の員直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)												
4	- 2	地域危険度測定調査に関する事務	区	●							都	都	都	都
	- 3	防災都市づくり推進計画の策定などに関する事務	区	●							都	都	都	是非
5	C - 14	街路の整備に関する事務(※)	区	▲							都	都	都	是非

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準				考 え 方	総合 評価	方向 性	
		評 価	広 域	効 率	専 門 性				規 模
【環境・廃棄物分野】D									
1 D - 1	環境に係る調査研究に関する事務	東京都環境科学研究所(財団法人東京都環境整備公社)において、環境に係る調査研究を行う。	区 ●				財団法人東京都環境整備公社に所属する東京都環境科学研究所を通じて、東京都の環境行政の推進に必要な調査研究を行う事務であり、広域的な観点からの調整が必要である。	都	都
2 D - 5	水環境の保全に関する事務(※)	水環境の保全に向けた取組として、清流復活事業、多摩川水量確保対策事業を行う。	区 ●				区内全域にわたる調査研究である。	都	都
			区 ●				清流の復活や河川の水量確保などの事務であり、関連する①-3「公共下水道の設置・管理に関する事務」と合わせて、区が担う方向で検討すべきである。	区	是非
			都 ●			●	区部を超えて市町村部にまたがる事務である。	都	都
【福祉・保健分野】E									
1 E - 3	東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務	社会福祉事業等を行う社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。	区 ●				都立の障害者施設や児童養護施設を受託経営する事業団に対して補助を行う事務であり、広域的な利用を前提に配置された施設や広域的に立地する事業団の性格から、広域的な対応を要する。	都	都
2 E - 4	医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務(※)	医学系総合研究所の運営を行う財団法人東京都医学研究機構に対する助成等を行う。	区 ●			●	都の監理団体に対する支援である。	都	都
			都 ●				都立病院等の高度専門医療を支える研究体制の確保等を目的に東京都医学研究機構の助成等を行う事務であり、広域的な対応を要するものである。	都	都
			都 ●				都の監理団体に対する支援である。	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性	
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特
3 E - 6	救急医療の充実に関する事務(※)	救急医療事業、小児救急医療対策、周産期医療体制の充実、災害時医療体制の整備を行う。	区 ●						区評価	都区	是非
4 E - 7	歯科保健対策の推進に関する事務(心身障害者口腔保健センターの運営など)	歯科保健対策の普及啓発、心身障害児施設歯科診療事業運営費補助、心身障害者口腔保健センターの運営を行う。	区 ●						区評価	都	都
5 E - 10	老人保健に関する事務(※)	区市町村が実施する保健事業に係る費用の一部を補助する。	区 ●						区評価	都	都
E - 14	低所得者等への援護に関する事務(※)	低所得者の安定した生活の確保を図るため、生活福祉資金の貸付、多重債務者生活再生事業等を行う。	区 ●						区評価	都	都
6			区 ●						区評価	都	都
			都 ●						都評価	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性		
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特	
6	低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策)	区	●						区	都	都	都
7	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務(※)	区	●						区	都	都	都
8	地域福祉推進事業補助に関する事務(※)	区	●						区	都	是非	都
9	難病対策に関する事務(※)	区	●						区	都	都	都
10	高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務(※)	区	●						区	都	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性		
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令				特	
E - 22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務(※)	区 ●								区評価	都	区や社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム等の高齢者施設を補完し、広域的な利用を前提に高度な専門施設として機能することを要するものである。	都
11	- 1 都立高齢者施設の運営に関する事務	都 ●			●					都評価	都		広域利用を前提とした施設の運営である。
E - 23	東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務(※)	区 ●								区評価	都	高齢者医療に関する専門医療や研究を行う地方独立行政法人健康長寿医療センターに対して、設立団体としての運営支援等を行う事務であり、広域的な専門施設として立地するセンターの性格から、広域的な対応を要するものである。	都
12		都 ●								都評価	都	都が設立した地方独立行政法人の支援である。	都
E - 24	認知高齢者の支援などにに関する事務(※)	区 ▲								区評価	都区	国の補助制度による対応も含め、認知症対策の普及啓発、区市町村職員や医師、介護実務者等の研修、モデル事業の支援等を全都的に行う事業であり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き継ぎ都が担う方向で検討すべきである。ただし、認知症高齢者グループホーム整備費助成事業に対する補助については、地域密着型サービスを提供する施設であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基に、見直しを行う方向で検討すべき必要がある。	是非
13		都 ●							●	都評価	都	都道府県による実施又は補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	都
E - 25	(財)東京都福祉保健財団の助成に関する事務(※)	区 ●								区評価	都	福祉サービスに関する総合的な情報提供及び評価や社会福祉法人等に対する支援、人材育成等の事業を広域的に行う財団法人への助成を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都
14		都 ●								都評価	都	都の監理団体に対する支援である。	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							考え方	総合評価	方向性
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			
15 E - 26	児童健全育成に関する事務(※)	区	●						地区児童館では対応が困難な場の提供や児童健全育成の普及・啓発等を行う施設として広域的な利用を前提に設置された東京都児童館の運営を行い、また、国の補助制度の枠組みのもとで国や区と分担して地区児童館への補助を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
16 E - 29	ひとり親家庭福祉に関する事務(※)	区	●	●					国の補助制度の活用も含め、広域的に活動する財団法人への助成や委託等を通してひとりの親家庭に対する相談、自立支援、相談指導者への研修等を全都的に行う事業であり、区の実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	都
17 E - 30	障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務(※)	区	●						障害者の日常動作訓練等を行う生活の場や福祉就労の場等を提供する施設を整備、運営する事務であり、都の施設は、広域的な利用を中心とする区の施設に対し、広域的な利用を前提に配置されるものである。	都	都
18 E - 31	地域での居住の安定の確保に関する事務(※)	区	●						病院や施設で生活する障害者が円滑に地域生活に移行できるよう、施設整備等を推進する事業であり、区の区域を越えて広域的な対応を要する。	都	都
		都	●						都道府県による実施又は補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							考え方	総合評価	方向性	
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令				特
E - 32	障害者の地域生活支援サービスの充実に関する事務(※)	区 ●	●	●						障害者自立支援法に基づき区が実施する支援事業に対して、国の補助制度の枠組みのもとで、広域自治体として補助を行うものである。	都	都
E - 35	障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備に関する事務	区 ●	●	●						自立支援法に基づき、国の補助制度の枠組みでの対応も含め、広域自治体として障害者の地域生活を支援するため各種サービスを提供するものであり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	都
E - 36	障害者の文化活動の促進に関する事務(※)	区 ●	●	●						全都的な利用を前提に設置された東京都障害者福祉会館の運営や全都レベルの障害者美術展等を実施する事務であり、区の実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
E - 36	障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事務(※)	区 ●	●	●						障害者のスポーツ活動に資する施設の提供や振興等を図るため、全都的な利用を前提に設置された東京都障害者総合スポーツセンター等を運営するほか、東京都レベルの障害者スポーツ大会の開催、全国大会への選手派遣を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							総合評価	方向性			
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令			特	段階	
22 E - 37	障害者の就労の促進に関する事務(※)	区	●								区評価	都	都
	障害者の就労を支援するため、都全域を対象に、関係機関による協議や区市町村の事業に従事する職員の研修、障害者の技能講習等を行う事業であり、区が実施する関連事業を補完しつつ、広域的な対応を要するものである。	都	●								都評価	都	都
【産業・労働分野】F 5項目12事務													
F - 1	中小企業対策に関する事務(※)	区	●								区評価	都	都
- 3	その他の中小企業支援	都	●	●							都評価	都	都
1	創業支援センターの運営	区	●								区評価	都	都
- 5	創業支援センターの運営	都	●								都評価	都	都
- 6	地域中小企業振興センター	区	●								区評価	都	都
		都	●								都評価	都	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							考え方	総合評価	方向性	
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令				特
1	- 7 国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営	都内の中小企業が見本市、会議等に活用できる施設の管理運営を行う(株)東京国際フォーラム及び(株)東京ビッグサイトへの出資等を行う。	●							見本市や大規模な会議等広域的な利用を前提に設置された施設の運営を行う事務であり、広域的な対応を要する。	都	都
	- 8 試験研究機関	中小企業の抱える技術的課題を支援するため、試験研究機関を運営する地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの支援を行う。	●							広域利用を前提とした施設の運営を行う都の監理団体等に対する支援である。	都	都
F - 2	観光振興に関する事務(東京の魅力の世界に発信、観光案内所の運営、ウエルカムボードの設置など)		●							中小企業の抱える技術的課題に関する事業化支援や研究開発その他の支援を行う地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに対して、設立団体としての運営支援等を行う事務であり、広域的な専門施設として立地するセンターの性格から、広域的な対応を要するものである。	都	都
2	- 1 観光プロモーション	東京に広く世界から旅行者を誘致するため、観光プロモーション、イベントの開催、東京観光情報センターの運営等を行う。	●							都全域を対象に、東京の魅力を発信するための観光振興事業であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都	都
	- 2 観光まちづくり	広域観光まちづくり支援、水辺の観光資源化の推進、産業を活かした観光ルート整備支援を行う。	●	●						東京全体の観光振興を図るものであり、広域性等の観点から都が担うべきである。	都	都
	- 3 国際ユースホステル	東京国際ホステル施設を民間事業者に貸し付ける。	●							都内の観光資源を活用した広域的な観光ルート等の整備を図るため、都が指定する観光ルートや観光資源を、区市町村への補助も含めて整備するものであり、広域的な対応を要とする。	都	都
										東京全体の観光振興を図るものであり、広域性等の観点から都が担うべきである。	都	都
										都内に1ヶ所の公営ユースホステルを運営する事務であり、広域的な利用を前提とした施設である。	都	都
										都が設立した地方独立行政法人の支援である。	都	都
												●
												●

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							方向性		
		評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令		特	
2	- 4 都市観光支援事業	区	●							区 行政と民間事業者等が一体となって、広域的に東京の観光やコンベンションの振興に取り組む東京観光財団を支援する事務であり、広域的な対応を要する。	都
		都	●							都の監理団体に対する支援である。	都
3	F - 4 (財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務	区	●							広域的な雇用・就業支援施設である東京都しごとセンターの運営やその委託先である東京しごと財団の事業を助成する事務であり、広域的な対応を要する。	都
		都	●	●						都の監理団体が行う事業に対する補助、広域利用を前提とした施設の運営である。	都
4	F - 6 技術振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など)	区	●							全都的に技能の振興を図るための表彰や助成等を行う事業であり、広域的な対応を要する。	都
		都	●							都道府県単位の団体への助成、都として行う表彰等である。	都
F - 8	勤労者福祉対策に関する事務(※)	区	●							東京都中小企業振興公社が行う、勤労者福祉支援事業や家内労働者傷病共済制度への助成を行う事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都
		都	●							都の監理団体が行う事業に対する補助である。	都
5	- 1 勤労者福祉支援事業など	区	●							東京都中小企業振興公社が行う、勤労者福祉支援事業や家内労働者傷病共済制度への助成を行う事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都
		都	●							都の監理団体が行う事業に対する補助である。	都

検討対象事務名 (※は項目名変更)	事業内容	7つの基準							考 え 方	総合 評価	方向 性					
		評 価	広 域	効 率	専 門 性	規 模	一 体 性	法 令 特 段								
【教育分野】G 2項目5事務																
G - 2	社会教育に関する事務(※)		●									都	多摩地区に所在し、多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心に参考資料を展示する施設の運営等を行う事務であり、広域的な利用を前提とした施設である。	都		
	- 1 埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財の調査研究、展示等を行う埋蔵文化財調査センターの管理運営を行う。	都	●								都			多摩地域を中心とした広域的な文化財事業を行う施設の運営である。	都
	- 2 社会教育施設管理	都立図書館、ユースプラザの管理運営を行う。	区	●								都			広域的な利用を前提にした施設である。	都
1			都	●								都	広域利用を前提とした施設の運営である。	都		
	- 3 社会教育推進事業	地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、放課後子供教室推進事業費等補助等を行う。	区	●								都	全都的に学校・家庭・地域・地域の教育力の再構築を図るため、関係機関等の連携による協議会の運営や普及啓発、国の補助制度の枠組みによる区市町村事業への助成などを行う事務であり、区が実施する関連事業を補完し、広域的な対応を要するものである。	都		
	- 4 文化財保護事業	東京文化財ウィークの実施、文化財の保存助成等を行う。	都	●						●		都	全都的な協議会の運営事務、都道府県による補助が国庫補助の前提となっている事務等である。	都		
2			区	●								都	広く都内全域を対象に文化財の発掘調査や普及啓発を行う、また、都府県等の管理、国指定文化財に対する都負担、都指定文化財に対する補助などを行う事務であり、広域的な対応を要する。	都		
	- 3 学校保健給食に関する事務(※)	学校保健や学校給食に関して、区市町村に対する指導、助言等を行う。	区	●								都	全区規模のキャンペーンの実施、国・都指定文化財の保存助成等である。	都		
			都	●								都	区市町村立学校への学校保健・給食に関する指導、助言等を行うものであり、広域的な対応を要するもの。	都		
			都	●								都	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条に基づき指導、助言等である。	都		